

## 定期検査に関する主な計量法の規定

### 計量法 第2条（定義等）

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

### 計量法 第16条（使用の制限）

次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

- 一 計量器でないもの
- 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
  - イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したのものとして第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器
  - ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第96条第1項（第101条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの
- 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

### 計量法 第19条（定期検査）

特定計量器（第16条第1項又は第72条第2項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 第107条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
- 二 第127条第1項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
- 三 第24条第1項の定期検査済証印、検定証印等又は第119条第1項の計量証明検査済証印であつて、第21条第2項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第72

条第3項又は第96条第3項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前2号に掲げるものを除く。)

#### **計量法施行令 第10条(定期検査の対象となる特定計量器)**

法第19条第1項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 非自動はかり(第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり
- 二 皮革面積計

#### **計量法 第21条(定期検査の実施時期等)**

定期検査は、1年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。

#### **計量法施行令 第11条(定期検査の実施時期)**

法第21条第1項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては2年とし、皮革面積計にあつては1年とする。

#### **計量法 第25条(定期検査に代わる計量士による検査)**

第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第23条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前第19条第1項第3号の政令で定める期間以内に行い、第3項の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

### **計量法 罰則**

#### **第172条**

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第16条第1項から第3項まで、第17条第2項、第49条第1項若しくは第3項、第68条、第97条第2項又は第116条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

#### **第173条**

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項、第18条、第19条第1項若しくは第2項、第49条第2項、第63条第2項、第85条又は第124条の規定に違反した者